



平成 27 年 5 月 22 日

各 位

会 社 名 ニホンフラッシュ株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 高橋 栄二
(コード:7820、東証第二部)
問 合 せ 先 取締役管理統括部長 庄野 淳
(TEL . 0885 - 32 - 3431)

新株式発行、自己株式の処分及び株式の売出し並びに 主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 22 日開催の取締役会において、以下のとおり、新株式発行、自己株式の処分及び当社株式の売出しを行うことについて決議しましたので、お知らせいたします。また、当該売出しに関連して、当社の主要株主である筆頭株主の異動が生じる見込みですので、併せてお知らせいたします。

なお、当社は本日、株式会社東京証券取引所より、当社株式の東京証券取引所市場第一部指定の承認をいただき、これに伴い、配当予想の修正を決議しております。詳細につきましては、本日付で公表しております「東京証券取引所市場第一部指定承認に関するお知らせ」及び「配当予想の修正（創業 50 周年及び東証一部指定記念配当）に関するお知らせ」をご参照ください。

【本資金調達及び株式売出しの目的】

当社グループは、当社及び海外連結子会社 4 社で構成され、室内ドア、収納ボックス及び化粧造作材等の内装システム部材の製造販売を主に行っております。

当社グループの製品は、デザイン・規格・素材・色など、お客様の様々なご要望にお応えできるよう、完全受注生産で製造しております。引合～受注～調達～生産～納入～回収までの過程を ERP（Enterprise Resource Planning）システムで一元管理し、長年培ってきたノウハウと技術を活かして、グレードの高い製品を多品種少量生産で、ジャストインタイムにご提供しております。

成長戦略の柱として進めてまいりました中国事業は、現在子会社 4 社（製造工場 3 社、商事会社 1 社）と省都を中心とした主要都市 25 ヶ所に展開する営業所、販売代理店 17 店の体制となり、ほぼ全土を網羅しております。平成 25 年 9 月には、中国で 3 つ目の製造工場となる江西省宜春市の新工場（日門（江西）建材有限公司）が本格操業を開始し、今後高い成長が見込まれる中国内陸部への供給体制の拡充を図っております。

今後も製品供給と施工の両面において、より万全な体制となるよう磨きをかけ、高い信頼性を引き続き確保し、新規顧客の開拓に注力すると共に、高い収益の確保を目指してまいります。

今般の調達資金は、国内本社工場の生産効率化を目的とした設備投資資金、中国の当社連結子会社である昆山日門建築裝飾有限公司及び日門（江西）建材有限公司への投融資資金に充当する予定であります。

本資金調達により、今後の成長に必要な資金を確保し、積極的な投資を行うことにより、当社グループの企業価値の更なる向上を目指してまいります。

また、当社株主を売出人とする株式売出しを実施することにより、株式分布状況の改善及び株式流動性の向上を図ってまいります。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行、自己株式の処分及び株式の売出し並びに主要株主である筆頭株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

・新株式発行、自己株式の処分及び株式の売出し

1．公募による新株式発行（一般募集）

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 150,000 株
- (2) 払込金額 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、平成 27 年 6 月 1 日（月）から平成 27 年 6 月 4 日（木）までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）に決定する。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第 14 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 募集方法 一般募集とし、S M B C 日興証券株式会社を主幹会社とする引受団（以下「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせる。なお、一般募集における発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90 ~ 1.00 を乗じた価格（1 円未満端数切捨て）を仮条件として需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定する。
- (5) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格（募集価格）から払込金額（引受人より当社に払込まれる金額）を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。
- (6) 申込期間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の 2 営業日後の日まで。
- (7) 払込期日 平成 27 年 6 月 11 日（木）
- (8) 受渡期日 平成 27 年 6 月 12 日（金）
- (9) 申込証拠金 1 株につき発行価格と同一の金額
- (10) 申込株数単位 100 株
- (11) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、発行価格（募集価格）、その他本公募による新株式発行に必要な一切の事項の決定は、代表取締役社長 高橋栄二に一任する。
- (12) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

2．公募による自己株式の処分（一般募集）

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 750,000 株
- (2) 払込金額 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は公募による新株式発行における払込金額と同一とする。
- (3) 募集方法 一般募集とし、引受人に全株式を買取引受けさせる。なお、一般募集における処分価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90 ~ 1.00 を乗じた価格（1 円未満端数切捨て）を仮条件として需要状況等を勘案

ご注意：この文書は、当社の新株式発行、自己株式の処分及び株式の売出し並びに主要株主である筆頭株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

した上で、発行価格等決定日に決定する。なお、処分価格（募集価格）は公募による新株式発行における発行価格（募集価格）と同一とする。

- (4) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における処分価格（募集価格）から払込金額（引受人より当社に払込まれる金額）を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。
- (5) 申込期間 公募による新株式発行における申込期間と同一とする。
- (6) 払込期日 公募による新株式発行における払込期日と同一とする。
- (7) 受渡期日 公募による新株式発行における受渡期日と同一とする。
- (8) 申込証拠金 1株につき処分価格と同一の金額
- (9) 申込株数単位 100株
- (10) 払込金額、処分価格（募集価格）その他本公募による自己株式の処分に必要な一切の事項の決定は、代表取締役社長 高橋栄二に一任する。
- (11) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

3. 株式の売出し（引受人の買取引受けによる売出し）

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 300,000株
- (2) 売出人 高橋栄二
- (3) 売出価格 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90~1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として需要状況等を勘案した上で決定する。なお、売出価格は一般募集における発行価格（募集価格）及び処分価格（募集価格）と同一とする。
- (4) 売出方法 引受人の買取引受けによる売出しとし、SMB C日興証券株式会社（以下「売出しにおける引受人」という。）に全株式を買取引受けさせる。売出しにおける引受人の対価は、売出価格から売出しにおける引受人より売出人に支払われる金額である引受価額を差し引いた額の総額とする。なお、引受価額は一般募集における払込金額と同一とする。
- (5) 申込期間 一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受渡期日 一般募集における受渡期日と同一とする。
- (7) 申込証拠金 1株につき売出価格と同一の金額
- (8) 申込株数単位 100株
- (9) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定は、代表取締役社長 高橋栄二に一任する。
- (10) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

4. 株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記【ご参考】1.をご参照）

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 180,000株
なお、上記売出株式数は上限の株式数を示したもので、需要状況等により減少する場合、又は本売出しが全く行われない場合がある。売出株式数は需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定する。
- (2) 売出人 SMB C日興証券株式会社

ご注意：この文書は、当社の新株式発行、自己株式の処分及び株式の売出し並びに主要株主である筆頭株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- (3) 売 出 価 格 未定（発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は一般募集における発行価格（募集価格）及び処分価格（募集価格）並びに引受人の買取引受けによる売出しにおける売出価格と同一とする。）
- (4) 売 出 方 法 一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しの需要状況等を勘案し、S M B C 日興証券株式会社が当社株主である高橋栄二（以下「貸株人」という。）より借り入れる当社普通株式について追加的に売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 一般募集における受渡期日と同一とする。
- (7) 申 込 証 拠 金 一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しにおける申込証拠金と同一とする。
- (8) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (9) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定は、代表取締役社長 高橋栄二に一任する。
- (10) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

5. 第三者割当による新株式発行（本第三者割当増資）（後記【ご参考】1.をご参照）

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 180,000 株
- (2) 払 込 金 額 一般募集における払込金額と同一とする。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第 14 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 割 当 先 及 び 割 当 株 式 数 S M B C 日興証券株式会社 180,000 株
- (5) 申 込 期 日 平成 27 年 7 月 7 日（火）から平成 27 年 7 月 10 日（金）までの間のいずれかの日。ただし、一般募集、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間終了日の翌日から起算して 30 日目の日（30 日目の日が営業日でない場合はその前営業日）の 2 営業日後の日とする。
- (6) 払 込 期 日 平成 27 年 7 月 8 日（水）から平成 27 年 7 月 13 日（月）までの間のいずれかの日。ただし、一般募集、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間終了日の翌日から起算して 30 日目の日（30 日目の日が営業日でない場合はその前営業日）の 3 営業日後の日とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (8) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定は、代表取締役社長 高橋栄二に一任する。
- (9) 上記(5)に記載の申込期日までに申込みのない株式については、発行を打ち切るものとする。
- (10) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行、自己株式の処分及び株式の売出し並びに主要株主である筆頭株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

【ご参考】

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

公募による新株式発行（一般募集） 公募による自己株式の処分（一般募集）（以下併せて「一般募集」という。）及び株式の売出し（引受人の買取引受けによる売出し）に伴い、その需要状況等を勘案し、180,000株を上限として、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しの主幹事会社であるS M B C日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式の売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。）を行う場合があります。なお、当該売出株式数は上限の株式数を示したものであり、需要状況等により減少する場合、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに関連して、S M B C日興証券株式会社が貸株人から借り入れた当社普通株式（以下「借入株式」という。）の返還に必要な株式を取得させるために、当社は、平成27年5月22日（金）開催の取締役会において、S M B C日興証券株式会社を割当先とする第三者割当増資を行うことを決議しております。

S M B C日興証券株式会社は、借入株式の返還を目的として、一般募集、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間終了日の翌日から当該申込期間終了日の翌日から起算して30日目の日（30日目の日が営業日でない場合はその前営業日）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。（注））オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数（以下「上限株式数」という。）の範囲内で株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。当該シンジケートカバー取引で買付けられた当社普通株式は借入株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、S M B C日興証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わない場合、又は上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

また、S M B C日興証券株式会社は、一般募集、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間中、当社普通株式について安定操作取引を行うことがあり、当該安定操作取引で買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入株式の返還に充当する場合があります。

S M B C日興証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引により買付けし借入株式の返還に充当する株式数を控除した株式数についてのみ、本第三者割当増資の割当に応じる予定であります。したがって、本第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本第三者割当増資における最終的な発行数が減少する場合、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

S M B C日興証券株式会社が本第三者割当増資の割当に応じる場合には、S M B C日興証券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しによる手取金をもとに払込みを行います。

オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出株式数については、発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、S M B C日興証券株式会社による貸株人からの当社普通株式の借り入れは行われません。したがって、S M B C日興証券株式会社は本第三者割当増資に係る割当に応じず、申込みを行わないため、失権により、本第三者割当増資による新株式発行は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

（注）シンジケートカバー取引期間は、

発行価格等決定日が平成27年6月1日（月）の場合、「平成27年6月4日（木）から平成27年7月3日（金）までの間」

発行価格等決定日が平成27年6月2日（火）の場合、「平成27年6月5日（金）から平成27年7月3日（金）までの間」

発行価格等決定日が平成27年6月3日（水）の場合、「平成27年6月6日（土）から平成27年7月3日（金）までの間」

ご注意：この文書は、当社の新株式発行、自己株式の処分及び株式の売出し並びに主要株主である筆頭株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧ください。また、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

発行価格等決定日が平成 27 年 6 月 4 日（木）の場合、「平成 27 年 6 月 9 日（火）から平成 27 年 7 月 8 日（水）までの間」となります。

2. 今回の増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	12,200,000 株	（平成 27 年 3 月 31 日現在）
一般募集による増加株式数	150,000 株	
一般募集後の発行済株式総数	12,350,000 株	
本第三者割当増資による増加株式数	180,000 株	（注）
本第三者割当増資後の発行済株式総数	12,530,000 株	（注）

（注）前記「5. 第三者割当による新株式発行」の割当株式数の全株式に対し S M B C 日興証券株式会社から申込みがあり、発行がなされた場合の株式数です。

3. 今回の自己株式の処分による自己株式数の推移

現在の自己株式数	751,210 株	（平成 27 年 3 月 31 日現在）
一般募集による処分株式数	750,000 株	
処分後の自己株式数	1,210 株	

4. 調達資金の使途

（1）今回の調達資金の使途

今回の一般募集及び本第三者割当増資の手取概算額合計上限 1,509,940,000 円については、540,000,000 円を平成 29 年 9 月までに国内本社工場の生産効率化を目的とした当社の設備投資資金に、190,000,000 円を平成 28 年 3 月までに工場拡張及び省力化を目的とした日門（江西）建材有限公司の設備投資資金に、600,000,000 円を平成 29 年 9 月までに環境規制対応及び省力化を目的とした昆山日門建築裝飾有限公司の設備投資資金に、残額が生じた場合は 1,000,000,000 円を上限に平成 28 年 3 月までに昆山日門建築裝飾有限公司の運転資金に充当します。さらに残額が生じた場合は平成 28 年 3 月までに金融機関からの借入金の返済に充当する予定であります。

当社連結子会社の設備投資資金及び運転資金への充当については、当社から当該連結子会社への投融資を通じて行う予定です。

なお、当社グループの重要な設備の新設、改修計画は、平成 27 年 5 月 22 日現在（ただし、投資予定金額の既支払額については平成 27 年 3 月 31 日現在）以下のとおりとなっております。

会社名 事業所名	所在地	セグメント の名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定年月		完成後の 増加能力
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了	
ニホンフ ラッシュ 株式会社	本社工場 （徳島県 小松島 市）	日本	木製品製造 設備	550	-	増資資 金、自己 株式の処 分資金、 自己資金 及び借入 金	平成 27 年 8 月	平成 29 年 9 月	（注）1
昆山日門 建築裝飾 有限公司	昆山工場 （中国江 蘇省昆山	中国	木製品製造 設備	800	-	当社から の投融資 資金、自	平成 27 年 2 月	平成 29 年 9 月	（注）2

ご注意：この文書は、当社の新株式発行、自己株式の処分及び株式の売出し並びに主要株主である筆頭株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

	市)					己資金及び借入金			
日門(江西)建材有限公司	江西工場(中国江西省宜春市)	中国	木製品製造設備	200	-	当社からの投融資資金、自己資金及び借入金	平成26年11月	平成28年3月	(注)3

(注) 1 国内本社工場において、省力化設備の導入、ライン再編成に伴う設備更新等により生産効率化を図るものであります。

2 昆山工場において、集塵設備の更新により環境規制への対応を図るとともに、省力化設備の導入により生産効率化を図るものであります。

3 江西工場において、工場拡張後の床面積はおよそ23%増加する見込みであり、併せて省力化設備の導入により生産効率化を図るものであります。

(2) 前回調達資金の用途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える影響

今回の調達資金を上記(1)「今回の調達資金の用途」に記載の用途に充当することにより、当社グループの企業価値の更なる向上につながるものと考えております。

5. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、株主の皆様に適正な利益還元を行うことは、企業目的の重要な課題であると考えており、業績に応じて安定した配当を継続していくことを基本方針としております。

また、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことも基本方針としており、「会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる」旨及び「取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当ができる」旨を定款に定めております。

(2) 配当決定にあたっての考え方

上記「(1)利益配分に関する基本方針」に記載のとおりであります。

(3) 内部留保資金の用途

中長期の視点から将来の事業拡大と財務体質の強化のために必要な内部留保の確保に努めております。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	平成25年3月期	平成26年3月期	平成27年3月期
1株当たり連結当期純利益	212.11円	273.74円	173.46円
1株当たり年間配当金 (内1株当たり中間配当金)	30円 (10円)	40円 (10円)	30円 (10円)
実績連結配当性向	14.1%	14.6%	17.3%
自己資本連結当期純利益率	19.2%	19.0%	18.5%
連結純資産配当率	2.7%	2.8%	3.2%

(注) 1. 実績連結配当性向は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結当期純利益で除した数値です。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行、自己株式の処分及び株式の売出し並びに主要株主である筆頭株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

2. 自己資本連結当期純利益率は、連結当期純利益を、自己資本（連結純資産合計の期首と期末の平均）で除した数値です。
3. 連結純資産配当率は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結純資産（期首と期末の平均）で除した数値です。
4. 平成27年3月期の数字は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査はなされていません。
5. 平成27年3月1日付で当社普通株式1株につき2株の割合で株式分割を実施しました。平成25年3月期及び平成26年3月期については、当該株式分割前の1株当たり連結当期純利益及び1株当たり年間配当金の額を記載しております。

6. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

該当事項はありません。

(3) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

エクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成25年3月期	平成26年3月期	平成27年3月期	平成28年3月期
始 値	769 円	3,530 円	1,750 円 1,651 円	1,651 円
高 値	3,985 円	3,800 円	3,900 円 1,794 円	1,760 円
安 値	733 円	1,531 円	1,500 円 1,540 円	1,505 円
終 値	3,605 円	1,750 円	3,350 円 1,666 円	1,585 円
株価収益率	15.8 倍	6.4 倍	9.6 倍	- 倍

- (注) 1. 株価は、株式会社東京証券取引所市場第二部におけるものであります。
2. 印は、平成27年3月1日付株式分割による権利落後の株価であります。
3. 平成28年3月期の株価等については、平成27年5月21日（木）現在で記載しております。
4. 株価収益率は決算期末の株価（終値）を当該決算期の1株当たり連結当期純利益（平成27年3月期の数値は未監査）で除した数値です。また、平成28年3月期については未確定のため記載しておりません。

過去5年間に行われた第三者割当増資における割当先の保有方針の変更等

該当事項はありません。

(4) ロックアップについて

一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに関し、売出人である高橋栄二は、S M B C日興証券

ご注意：この文書は、当社の新株式発行、自己株式の処分及び株式の売出し並びに主要株主である筆頭株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

株式会社に対して、発行価格等決定日に始まり、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しの受渡
期日から起算して 180 日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）中は、S M B C 日
興証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、発行価格等決定日に自己の計算で保有する
当社普通株式（潜在株式を含む。）を売却等しない旨を合意しております。

また、当社は S M B C 日興証券株式会社に対して、ロックアップ期間中は、S M B C 日興証券株式会
社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利あるいは
義務を有する有価証券の発行又は売却（本第三者割当増資に係る新株式発行並びに株式分割及びストッ
クオプション等に関わる発行若しくは交付を除く。）を行わない旨を合意しております。

なお、上記の場合において、S M B C 日興証券株式会社は、その裁量で当該合意内容の一部若しくは
全部につき解除し、又はロックアップ期間を短縮する権限を有しております。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行、自己株式の処分及び株式の売出し並びに主要株主である筆頭株主の異動に関して一般
に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当
社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂い
た上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

・主要株主である筆頭株主の異動

1. 異動が生じる経緯

平成 27 年 5 月 22 日開催の取締役会において決議しました前記「新株式発行、自己株式の処分及び株式の売出し 3. 株式の売出し（引受人の買取引受けによる売出し）」に伴い、当社の主要株主である筆頭株主の異動が生じる見込みであります。

2. 異動する株主の概要

- (1) 氏 名 高橋 栄二
- (2) 住 所 徳島県徳島市
- (3) 当 社 と の 関 係 代表取締役社長

3. 当該株主の議決権の数（所有株式数）及び総株主の議決権の数に対する割合

	議決権の数 (所有株式数)	総株主の議決権の 数に対する割合	大株主順位
異動前 (平成 27 年 5 月 22 日現在)	12,686 個 (1,268,660 株)	11.08%	第 1 位
異動後	9,686 個 (968,660 株)	7.84%	第 1 位

(注) 1. 異動前の総株主の議決権の数に対する割合は、平成 27 年 3 月 31 日現在の発行済株式総数 12,200,000 株から議決権を有しない株式として平成 27 年 3 月 31 日現在の自己株式 751,210 株及び単元未満株式 1,990 株を控除した総株主の議決権の数 114,468 個を基準に算出しております。

2. 異動後の総株主の議決権の数に対する割合は、(注) 1. で用いた総株主の議決権の数 114,468 個に平成 27 年 5 月 22 日開催の当社取締役会において決議した公募による新株式発行による増加議決権数 1,500 個及び公募による自己株式の処分による増加議決権数 7,500 個を加え、総株主の議決権の数を 123,468 個として算出しております。

3. 大株主順位は、平成 27 年 3 月 31 日現在の株主名簿上の株式数によって算出しております。

4. 異動予定年月日

平成 27 年 6 月 12 日(金)

5. 今後の見通しについて

当該主要株主の異動による当社の経営及び業績等に与える影響はありません。

以 上

ご注意：この文書は、当社の新株式発行、自己株式の処分及び株式の売出し並びに主要株主である筆頭株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。